

法規名稱：臺北市商業處廉政會報作業要點

修正日期：民國 109 年 04 月 20 日

當次沿革：中華民國 109 年 4 月 20 日奉首長核定以電子郵件及處內網公告下達修正第 3 點條文

三、本會報置召集人一人，由本處處長兼任；副召集人一人，由本處副處長兼任；委員十人

，由本處主任秘書及各科室主管派聘兼任：

- (一) 主任秘書
- (二) 商業發展科科長
- (三) 登記服務科科長
- (四) 商業管理科科長
- (五) 商業輔導科科長
- (六) 秘書室主任
- (七) 資訊室主任
- (八) 會計室主任
- (九) 人事室主任
- (十) 政風室主任